

議案第 62 号

平成 24 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 25 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

平成24年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成24年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成25年7月29日（月）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則、法令等に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額6億4,837万6,589円、歳出総額5億9,463万2,043円で、歳入歳出差引残額5,374万4,546円となり、翌年度に繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が6億4,837万6,589円で、前年度と比較すると42.90%の増であり、調定額に対し100%の収入率である。

収入のおもなものは収入全体の64.67%を占める一般会計繰入金、32.70%を占める町債などである。

歳出の状況は、支出済額が5億9,463万2,043円で、前年度と比較すると36.18%の増であり、予算現額に対し91.71%の執行率である。

支出のおもなものは、総務費の新都市建設公社委託料（債務負担解消分）

であり、支出全体の 85.35% を占めている。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、経営努力により、関係町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、区画整理事業の運営に、なお一層の努力を望む。

平成 25 年 8 月 15 日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町監査委員 原 島 茂 樹

同 青 山 晋